

災害時の町内保育施設の対応基準について

三朝町

町内の保育施設では、風水害や大地震などの災害が発生し、お預かりしている園児に危険が見込まれる場合や、施設被害により安全な園児の受け入れが困難な場合に休園などの措置をとる場合があります。

保護者の皆さまにおかれましては、下記の基準(※)を日頃から御留意いただき、緊急時に速やかな行動がとれますよう御理解と御協力をお願いします。

(※) この基準は一定の目安であり、対応の判断は災害の規模や態様、施設の被害状況、気象の見込などを考慮したうえで、別途町が判断します。

町内に気象に関する避難情報が発令されたとき

登園前	警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	休園します 解除されるまで園児の受け入れはしません。
	警戒レベル4	避難勧告・避難指示	
	警戒レベル5	災害発生	

保育中	警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	園児を引き渡します 保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。
	警戒レベル4	避難勧告・避難指示	
	警戒レベル5	災害発生	

※ 賀茂保育園にあつては河川氾濫警戒情報発令時、竹田保育園にあつては土砂災害警戒情報発令時を含む。

町内に震度5弱以上の地震が発生したとき

登園前	休園します 安全が確認されるまで園児の受け入れをしません。
-----	--------------------------------------

保育中	園児を引き渡します 園児の安全を確保しながら、状況に応じて安全な場所に園児を誘導します。安全な保育が可能な場合は、保育を再開しますが、安全な保育が難しいと判断する場合は、保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。
-----	--

※ 風水害・地震ともに危険を感じた場合は、保護者の皆さまの判断(園からの連絡を待たずに)でお迎えに来ていただいて構いません。園から連絡できない事態が発生することも考えられます。早めの判断と対応が、お子さんの安心、安全につながります。

【問合せ先】 三朝町役場 町民課子ども支援室 電話 43-3505